



長野県報

10月21日(月)
令和6年
(2024年)
第552号

目次

条例

長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（健康増進課国民健康保険室）	2
個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（保健・疾病対策課、感染症対策課）	2

規則

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（保健・疾病対策課、感染症対策課）	3
--	---

告示

令和6年10月10日専決処分した令和6年度補正予算の要領（財政課）	4
令和6年10月11日成立した令和6年度補正予算の要領（財政課）	4
計量法に基づく定期検査（産業技術課）	5

公告

総合評価一般競争入札（水道・生活排水課）	5
----------------------	---

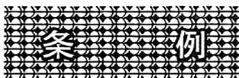
本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行いました。
- この条例は、令和6年12月2日から施行します。

◇ 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 現行の健康保険証等が廃止され、個人番号カードの利用を基本とする仕組みに移行することに伴い、難病に係る医療費の支給等に関する事務について、現行の健康保険証等の利用に代えて個人番号で保険資格情報を確認できるよう、個人番号を利用する県の独自事務として追加しました。
- この条例は、公布の日から施行します。



長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和6年10月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第43号

長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例（平成29年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。
本則中「第3条第5項」を「第2条第5項」に改める。

附則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

健康増進課国民健康保険室

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和6年10月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第44号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年長野県条例第43号）の一部を次のように改正する。
別表第1の6 知事の項の次に次のように加える。

7 知事	難病の患者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 知事	遷延性意識障害者に係る医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
9 知事	ウイルス肝炎の患者に係る医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の7 教育委員会の項中「7」を「10」に改め、同表の8 教育委員会の項中「8」を「11」に改め、同表の9 教育委員会の項中「9」を「12」に改め、同表の10 教育委員会の項中「10」を「13」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

保健・疾病対策課
感染症対策課